

環境関連の規制について

市役所に寄せられる主な苦情

・解体工事

建物の解体などで、多くの苦情が寄せられます。

作業は丁寧に。また、事前に周辺への挨拶まわりをしましょう。

・野外焼却

埼玉県生活環境保全条例において野外焼却は原則禁止されています。また、規則に定める廃棄物焼却炉を用いないで焼却することも禁止されています。

・におい等

「におい」「照明による光」「騒音・振動」など、ご近所の生活環境に十分配慮しよう。また、ごみは適正に処理をしましょう。

その他の規制

1. 大気規制について

工場・事業場からのがい煙、粉じん、建築物などの解体に伴い排出される特定粉じん（アスベスト）の排出などを規制するために、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく規制があります。

ダイオキシン類対策や化学物質の取扱については、埼玉県東部環境管理事務所にお問い合わせください。（電話番号 0480-34-4011）

2. 水質規制について

工場・事業場の排水により河川が汚濁されないよう、水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく規制があります。

地下水の汲み上げや地盤沈下については、埼玉県東部環境管理事務所にお問い合わせください。

3. 土壌汚染の規制について

土壌汚染対策法では、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合には、土地の所有者等がその汚染状況を調査する義務などが定められています。3,000 平方メートル以上（現在、有害物質を取り扱っている場合は、900 平方メートル以上）の土地の形状を変更する場合は、30 日前までの届出が必要です。

また、埼玉県生活環境保全条例では、3,000 平方メートル以上の土地を改変しようとすると、土地の履歴を調査・報告などを行う必要があります。

4. 騒音・振動・悪臭について

工場、事業場から発生する騒音・振動・悪臭、建設工事による騒音・振動を防止するため、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制があります。

※設置や作業開始の期限等、各項目の詳細につきましては、春日部市公式ホームページ環境政策課のページに掲載されています。

5. 温暖化対策について

地球温暖化を防止するため、事業所・工場などにおきましても温暖化対策の推進にご協力をお願いします。

対策例：

- 再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)の導入
- つる性植物による「緑のカーテン」の設置
- 室内の温度設定の徹底（夏：28°C、冬：20°C）
- アイドリングストップ（自動車の空ぶかしの防止）など

※自動車のアイドリングは、燃料を消費するだけでなく、近隣への騒音になります。そのため搬入業者などへの周知もお願いします。

お問い合わせ

環境政策課 環境政策担当 電話番号 048-736-1136(直通)

事業活動に伴って発生するごみの排出について

事業者（小売業、農業、製造業、事務所など）の事業活動（営利を目的としないものも含む）に伴って発生するごみは、自らの責任で適正に処理することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められています。したがって、これらのごみを一般家庭のごみ集積所に出すことはできません。

事業者が排出する一般ごみは、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。

※春日部市が許可した一般廃棄物収集運搬業者については、春日部市公式ホームページ「一般廃棄物収集運搬許可業者一覧」のページからダウンロードできます。

※産業廃棄物に属するごみの収集運搬業者（県の許可）は、埼玉県東部環境管理事務所へお問い合わせのほか、産廃情報ネット「さんぱいくん」、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の各ホームページから検索することができます。

- 埼玉県東部環境管理事務所 電話番号 0480-34-4011
- 産廃情報ネット さんぱいくん ホームページ <https://www2.sanpainer.net.or.jp/zohou/index.php>
- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
ホームページ <http://saitama-sanpai.or.jp>

お問い合わせ

リサイクル衛生課 電話番号 048-797-8028